

## 質 問 回 答

2020年10月12日

「全世界新型コロナ危機を受けた脆弱な労働者の保護にかかる情報収集・確認調査(QCBS)」  
(公示日:2020年9月16日／公示番号:)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P13 2.調査の目的	対象国は22か国としているが、変更することはあるか。	第2章4.(3)(P14)のとおり、今後の新型コロナの状況次第では、現地調査の対象から外れることはあり得ますが、重点調査対象国はP13に提示の22か国となります。
2	P13 4.調査実施上の留意事項	各国の商工会、対象企業へのアプローチ方法(JICAさまでご紹介して頂けるのか、それとも我々でアプローチするのか)	第3章2.(4)(P24)のとおり、発注者の関与が不可欠なものを除き、受注者にアポイントの取付等を含む全てのアレンジを担っていただくことを基本としつつ、各国における具体的な対応については、それぞれの国等の状況などを踏まえ(第2章4.(3)(P14)ご参照)、インセプション・レポート作成の時点までに受注者・発注者間で協議する考えです。
3	P14	個別分析対象産業の選定プロセスについての詳細が不明である。選定プロセスの遅延によりインセプションレポートを期限内に提出できない可能性があるのを明確にしてもらいたい。	まずは、受注者に、第2章5.(P16)の各重点調査対象国にかかる文献調査・ヒアリングを通じ、第2章4.(1)(P14)に例示した個別分析対象産業からの加除の要否を提案いただいた後、受注者・発注者間の協議により決定することを想定しています。インセプション・レポートの提出時期については調査完了時期に影響を与えない範囲で相談に応じます。
4	P14	現地調査に関する提案および見積もりは重点調査対象国すべてにおいて実施することを想定するのか、もしくは訪問対象国を人権リスクやJICAの融資額等で評価してリスクが高い対象国を選定し	第2章4.(3)(P14)のとおり、今後の新型コロナの状況次第で現地調査の対象から外すことはあり得ますが、提案時においては重点調査対象国全てにて現地調査を実施することを想定されるようお願いします。

通番号	当該頁項目	質問	回答
		て提案することは可能か。	
5	P17 (3)現地調査	海外出張は原則1名が渡航するのか複数名が行けるのか。	発注者側では、第2章4.(3)(P14)のとおり複数のチームに分かれての渡航を想定していますが、それぞれのチームには複数名の調査団員が含まれることを想定しています。
6	P17 (3)現地調査	<p>「2)上記1)の情報収集先の参加するワークショップを開催(原則として各国の首都で1日のワークショップを1回開催)し、国際的な優良事例の紹介、情報収集の結果の共有、追加的情報収集等を行う。(可能な範囲で現地国際機関との共催により開催。オンラインやオンラインと対面の組み合わせによる開催も可。)」</p> <p>とあるが、この情報収集先とは1)に記載するすべてを参加者対象者とするのか。</p>	<p>発注者側では、実際の参加の有無は別として、案内先としては、1)に記載するすべての情報収集先を想定していますが、第2章4.(3)(P14)のとおり、情報収集先の範囲については、国毎に異なることもあり得ます。</p> <p>なお、見積りに際しては、第3章5.(3)の定額を計上してください。</p>
7	P17 (3)現地調査	ワークショップ開催は1日1回としているが、1)の関係者すべてが同席することが難しい場合もある(係争中等)。このようなケースを想定して、2回債を想定して見積もりを行うことは可能か。	各国におけるワークショップの詳細については、2回開催の要否も含め、現地調査開始時までに受注者・発注者間で協議のうえ決定しますが、見積りに際しては、1日1回の開催を前提にしてください。

通番号	当該頁項目	質問	回答
8	P25 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 5. 見積書作成にかかる留意事項	<p>「(2)以下の費目については、見積書とは別に見積り金額を提示してください。            1)旅費(その他:戦争特約保険料)」</p> <p>とある。本業務では5カ国程度への渡航が予定されていますが、戦争特約保険への加入は必須か。</p>	<p>「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」P.10（2）戦争特約保険料に記載のとおりです。  <a href="https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00002jvmr0-att/quotation_qcbs_guideline_202004.pdf">https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00002jvmr0-att/quotation_qcbs_guideline_202004.pdf</a></p> <p>戦争特約保険料の対象国・地域に該当する場合には、別見積りにて計上ください。            具体的な対象国・地域については、下記サイトをご確認ください。  <a href="https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html">https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html</a></p>

以上